

## 農林水産事務所（農村整備部）及び農林事務所（農村整備部）所管事業に使用する積算基準類の適用について

### 1 適用積算基準

- (1) 令和3年度 土地改良工事積算基準（土木工事）
- (2) 令和3年度 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）
- (3) 令和3年度 土地改良工事積算基準（施設機械）
- (4) 土地改良工事積算基準【運用編】（令和3年10月1日以降適用版）

※その他の基準類等の適用については、「(4) 土地改良工事積算基準【運用編】」に記載しています。

### 2 公表について

- 1 (4) 「土地改良工事積算基準【運用編】」を以下の場所で公表しています。

岩国・柳井・周南・山口・美祢・長門・萩の7農林水産事務所及び下関農林事務所並びに農林水産部農村整備課